

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、全社員一丸となって、社会における企業のあり方・使命を肝に銘じ、株主・消費者・取引先の信頼をそこなわない、事業活動の向上を目指しております。よって、当社は、法令を誠実に遵守し、株主利益の最大化に努め、社会的良識をもって行動することにより、社会貢献、企業価値の向上に取り組むことを、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

また、平成28年6月28日開催の第83回定時株主総会の決議に基づき、経営の透明性の向上と取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 2 2 招集通知の早期発送】

当社では、株主の皆様が議案について十分な検討時間を確保出来るよう事前に東証に提供し、発送日前には当社ホームページ(<https://www.sagami-gomu.co.jp/>)にて開示しております。なお、招集通知の発送早期化についても今後も検討を続けてまいります。

【補充原則1 2 4、補充原則3-1 2 議決権行使プラットフォームの利用と招集通知の英訳、英訳での情報開示】

当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳並びに英語での情報開示について、国内外の機関投資家の比率を踏まえ、株主の利便性も考慮しながら、今後も検討を続けてまいります。

【補充原則3 2 1 外部会計監査人の評価】

監査等委員会が審議の上、外部会計監査人の独立性と専門性を有しているか否か及び適切な評価基準の策定の検討を続けてまいります。

【補充原則4-1-2 中期経営計画】

当社は、ユーザーのニーズに応える高付加価値の商品・サービスの提供を心掛け、高収益を確保する小さくても光る会社を標榜し、ビジネスの短兵急な拡大路線に邁進せず、能力に見合った着実な成長で長期的繁栄を求めています。その取組みの実現のために、中期経営計画を策定する必要性も引き続き検討してまいります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、取締役からの提案を随時受付けており、上程された提案につき十分に審議しております。また、その実行にあたり、経営陣幹部の意思決定を尊重しております。なお、業績連動や自社株報酬等、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-2-1 業績連動報酬・株式報酬の適切な割合設定】

取締役会は、業績連動や自社株報酬等、健全なインセンティブが機能する仕組みについて客観性・透明性のある手続きで制度設計し、報酬額を決定するよう今後も検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、事業展開を進める中で、独立社外取締役の選任及び取組み方針については、指名等委員会設置会社または監査等委員会設置会社のような委員会型の機関設計と、監査役会設置会社としての機関設計のどちらを採用するのかという議論を踏まえ、監査等委員会設置会社へ移行し独立社外取締役を2名選任しており、十分に機能していると認識しております。

【補充原則4-10-1 独立した諮問委員会の設置】

当社では、事業展開を進める中で、独立社外取締役の選任及び取組み方針については、指名等委員会設置会社または監査等委員会設置会社のような委員会型の機関設計と、監査役会設置会社としての機関設計のどちらを採用するのかという議論を踏まえ、監査等委員会設置会社へ移行しました。その上で今後は、社外取締役を過半数とし、委員長を社外取締役とする任意の指名・報酬委員会を設置するといった選択肢の対応も検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社では、担当取締役が中心となって、資本コストを考慮した経営戦略や経営計画の策定を行い、経営資源の配分等について株主をはじめとするステークホルダーに説明を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、主に主要取引先の株式を保有しており、取引の維持・強化及び事業における協力関係を構築するために、またリターンとリスクを踏まえた経済合理性等も考慮しつつ、中長期的な観点から当社グループの経営の企業価値向上に資するかどうかを直近の事業年度の状況に照らし、処分や縮減の方針のもと、毎年取締役会にて見直ししております。また、同株式に係る議決権行使は、公正な株主として各議案を十分に検討の上判断し、投資先企業の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうか等を総合的に勘案し、全ての議案に対して議決権を行使しております。なお、投資先企業に株主価値を毀損するおそれがあると判断されるような議案については、議案の趣旨の確認等投資先企業と対話を行い、慎重に検討し反対票を投じることも検討しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役が競合取引及び利益相反取引を行う場合は、取締役会での承認を得ることとしております。また、主要株主との取引については、会社や株主共同の利益を害することのないよう、必要に応じて取締役会に付議する等、会社に不利益とならない体制を整えております。なお、取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付型企業年金制度を採用し運用管理を運用機関に委託しております。運用機関に対しては、従業員の安定的な資産形成及び当社の財政状態にも影響することを踏まえ、モニタリングを担当の部門で行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

()当社は地球の環境問題、食糧需給のアンバランス、飢餓・貧困等諸問題に大きく関わりを持つ人口爆発に対処すべく、世界市場を舞台に選り、意義ある事業を進展させ、真の意味での豊かな社会作りを目指すことを目指して全社員で日々挑戦しております。社員のその取組みにおける基本姿勢は、社会変化を素早く、的確に捉え、ユーザーや消費者の方々が進める高品質、高付加価値の商品・サービスを独自の発想の開発手法と企画力を駆使して提供することにあります。また、今まで世に送り出してきた当社製品が象徴するように、他社に安易に追随する類似製品の上市やマーケティング手法の模倣を極力排除し、ユーザーや消費者の方々が進める高品質で個性溢れるユーティリティの高い製品・サービスを提供することを念頭に日々業務に当たっております。

当社の発展の尺度については必ずしも量的追及に主眼を置かず、利益の最大化及びユーザーや消費者並びに株主の皆様の満足度の最大化をその規準としております。従いまして、当社の基本方針のキーワードは、以下のように表されると存じます。

物心両面での豊かな社会作り
高価値商品・サービスの提供
利益の最大化
創造性重視
社員の自己啓発と自主性の醸成
柔軟性と即応性を持った経営
グローバルイノベーション対応

昭和9年創業以来、当社に根付いた経営理念や長年にわたり蓄積された開発・生産・営業に関する技術・知識・ノウハウ、取引先との協力関係、営業及びそのネットワーク等、当社の主力事業でありますヘルスケア事業やプラスチック製品事業に対する深い理解や造詣が今後の経営においては、一層ますます重要になってまいります。

当社は変化の激しい現在の社会状況下、確固たる経営基盤とどんな変化にも対応可能な体制を継続的に追求してまいります。また、各事業の活動については経営の集中化及び効率化を進め、創造性の高い製品・サービスの供給に一層拍車を掛けて取り組むことで、他社と差別化できる独自性を強く打ち出していきたいです。一方、コスト面においてもその優位性を発揮すべく、日々改善の努力をしつつ、システム変更まで視野に入れた抜本的改革にも着手いたします。

グループ会社の経営に当たっても、グループ全体として有機的に機能すべく、グローバルイノベーション戦略の実現を継続し、目指します。創業以来の当社及び当社グループの取組みの積み重ねが現在の企画価値の源泉になっており、この様な取組みを通じて、企業利益の拡大を図ることにより、取引先、従業員等のステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、中長期的に企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資することが出来ると考えております。

()当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、全社員一丸となって、社会における企業のあり方・使命を肝に銘じ、株主・消費者・取引先の信頼をそこわれない、事業活動の向上を目指しております。

よって、当社は、法令を誠実に遵守し、株主利益の最大化に努め、社会的良識をもって行動することにより、社会貢献、企業価値の向上を図ります。

また、当社は、常務会及び取締役会並びに幹部社員参加の経営会議において、経営の透明性を高め、意思決定のスピードアップにも努めております。

監査等委員会は、2名を社外取締役とし、監査の独立性を維持し、取締役の職務執行や意思決定事項を客観的に監査・監視できる体制としており、加えて内部統制の実効化によりコーポレート・ガバナンスを強化しております。

()取締役及び監査等委員の報酬等については、社内規程等において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役及び監査等委員それぞれの報酬総額の限度内で、任意の報酬委員会はありませんが、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮した上で取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査等委員の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。なお、報酬決定に関する具体的方針と手続きの開示については今後検討してまいります。

()取締役の指名にあたっては、株主から経営を付託された者としての判断力や先見性に優れ、高い倫理観で法令遵守し、職務と責任を果たしうる人材を候補者としております。また、社外取締役の指名についても、企業経営や財務・会計及び金融等に知見を有し幅広い視点での確かな助言を行いうる人材を候補者として指名する方針としております。なお、経営陣幹部に重大な不正や法令もしくは定款違反が認められた場合には、解任の審議を行うこととしております。

()上記の()も踏まえ、取締役会は「ヘルスケア事業部」、「プラスチック製品事業部」、「管理本部」といった各事業に精通した候補者を取締役候補者として指名し、また、企業経営や財務・会計及び金融に関する豊富な知見を有した候補者を監査等委員候補者として指名しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会が、業務執行体制としての経営会議、各事業の執行責任者による稟議等で上程された事項について、その重要性の度合いに応じて、詳細かつ具体的な付議・報告に基づき決定しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、独立社外取締役の候補者を選定するにあたっては、金融商品取引所が定める独立性基準を満たす者としております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、知識・経験・能力のバランスや取締役会の多様性を確保するため、業界における様々な経験、販売・製造・開発・管理等の個々に精通したスキル、多様な視点を持った、当社規模における適正な員数で構成されております。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任の状況】

取締役の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書に記載しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性評価】

取締役会の実効性向上のために取締役会全体としての分析・評価を実施しており、当社ホームページ(<https://www.sagami-gomu.co.jp/>)のその他/IR情報に掲載しております。

【補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針】

取締役は、その役割と責務を全うする上で、必要な知識・情報を習得するために、自ら外部セミナー、外部団体または他社との交流会に参加し、

研鑽を積んでおります。なお、その費用につきましては、全て会社負担としております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主総会以外においても、様々な活動を通じ、建設的な対話を促進という観点からさらなる改善を図ることが求められていると考えており、経営計画室及び総務部、経理部をはじめとした関連部門と適宜連携を図り、インサイダー情報の漏洩防止に配慮しながら、株主との建設的な対話を進めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大跡一郎	1,072,763	9.81
大跡典子	984,398	9.00
野村證券株式会社	659,000	6.03
株式会社横浜銀行	536,840	4.91
MSCO CUSTOMER SECURITIES	503,400	4.60
モルガン・スタンレー・MUFJ証券株式会社	489,500	4.48
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC)	481,485	4.40
三菱UFJ信託銀行株式会社	410,000	3.75
BANQUE PICTET AND CIE SA	373,500	3.41
相模産業株式会社	324,273	2.96

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	ゴム製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
村田博	他の会社の出身者													
丸山明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村田博				企業経営者としての経験と幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待した。また、当社とは特別な利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定している。
丸山明				長きにわたりシステムプログラマーとして金融機関向けのシステム開発を担当され、その経験を期待した。また、当社とは特別な利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定している。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の補助使用人については、当社の業務から独立し、監査等委員の指揮命令に服するものとし、当社の業務からの独立性を確保するために、使用人の任命、異動等は監査等委員の意見を尊重し行っております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するために、内部監査室を設け、人員2名で監査等委員会や会計監査人と連携して業務全般にわたり、全社、各部門の業務監査、監視する体制を強化し、多面的な内部統制システムを採用しております。また監査等委員である取締役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況を監視しております。

こうした取り組みにより、当社のコーポレート・ガバナンスは十分に機能し、またその体制の維持と強化は可能であると考えております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役には中長期的な業務運営を行うことが必要と考え、報酬に関してインセンティブ付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額につきましては、当社ホームページ(<https://www.sagami-gomu.co.jp/>)に掲載しております「定時株主総会招集ご通知」をご覧ください。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人報酬の内容の決定に関する方針を決議しております。

決定方針の内容は以下の通りです。

当社の取締役の報酬は、長期的な視点に立ち、企業価値の持続的な向上を図るため、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、主に業務執行を行う取締役(監査等委員を除く)の報酬は、全額を固定報酬としての基本報酬により構成し、監督機能を担う取締役(監査等委員)についても、その職務に鑑み、金額を金銭による基本報酬のみ支払うこととしております。

なお、基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針は、取締役会において取締役の基本報酬は月例の固定報酬及び使用人兼務役員に対する賞与とし、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与、経済状況、同規模他社の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定されており基本方針に沿うものであると判断しております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容については、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うに最も適している当社代表取締役社長である大跡一郎に委任しております。

その報酬総額については、株主総会が決定する取締役(監査等委員を除く)及び監査等委員である取締役ごとの各々の総額の限度内で、その額が業績に与えるインパクトを考慮し、各個人の報酬額については従業員給与との比較や各職責や事業規模等を踏まえた社会通念上支給される適正な水準とされる報酬額との整合を行い、役員報酬が適切に配分されているかどうかを検証しております。

なお、取締役の報酬限度額については、2016年6月28日開催の第83回定時株主総会において取締役(監査等委員を除く)は年額200,000千円以内、監査等委員は年額30,000千円以内と決議いただいております。

【社外取締役のサポート体制】

状況に応じて職務の補助をする使用人を置きます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は現場の実態を熟知し、おのおのの分野で見識のある取締役12名、うち監査等委員である取締役3名で構成されております。取締役会は原則として四半期に一度のほか必要に応じて随時開催され、法令及び定款に定める事項のほか、経営上の重要な案件について、様々な観点からの意見が出され、活発な議論を通じて審議、意思決定が行われております。

常務会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名で構成されており、取締役会の方針に従い、社長業務の補佐及び業務遂行上の重要事項の協議を行っております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(社外取締役2名)で構成され、監査等委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席、各部門の業務執行状況の報告・確認、取締役等からの営業報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施しており、同時に取締役の職務の執行の監督を行います。

なお、監査等委員のうち1名は社内取締役ですが、監査機能の実効性を高めるために、過去多年にわたり社内において経営実務に携わり、社内の実務に精通した者を選出しております。

経営会議は、取締役・当社各事業責任者及び子会社各社の代表者並びに監査等委員で構成され、原則として月に1回開催し、事業計画の遂行等の状況を検証し、種々の経営課題について協議し決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を実現し、かつ一層の経営体制の強化を図るため監査等委員会設置会社へ移行しました。過半数の社外取締役を含む監査等委員で構成する監査等委員会を設置することにより、客観的・中立的な経営監視機能が確保され、監督体制の一層の強化を図ることができるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は集中日を回避して設定し、より多くの株主様にご参加いただけるよう配慮しております。
その他	株主総会招集ご通知については、当社ホームページ(https://www.sagami-gomu.co.jp/)に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(https://www.sagami-gomu.co.jp/)において事業報告、決算短信等を提供しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備状況については、基本方針に基づき、四半期毎に内部統制システムの運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況並びに必要なに応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を監査等委員である取締役へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用・整備に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会活動の発展を阻害するような反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。

また、従来から総務部を中心として警察や神奈川県企業防衛対策協議会等の外部機関と連携して、反社会的勢力を排除するための体制を整備しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

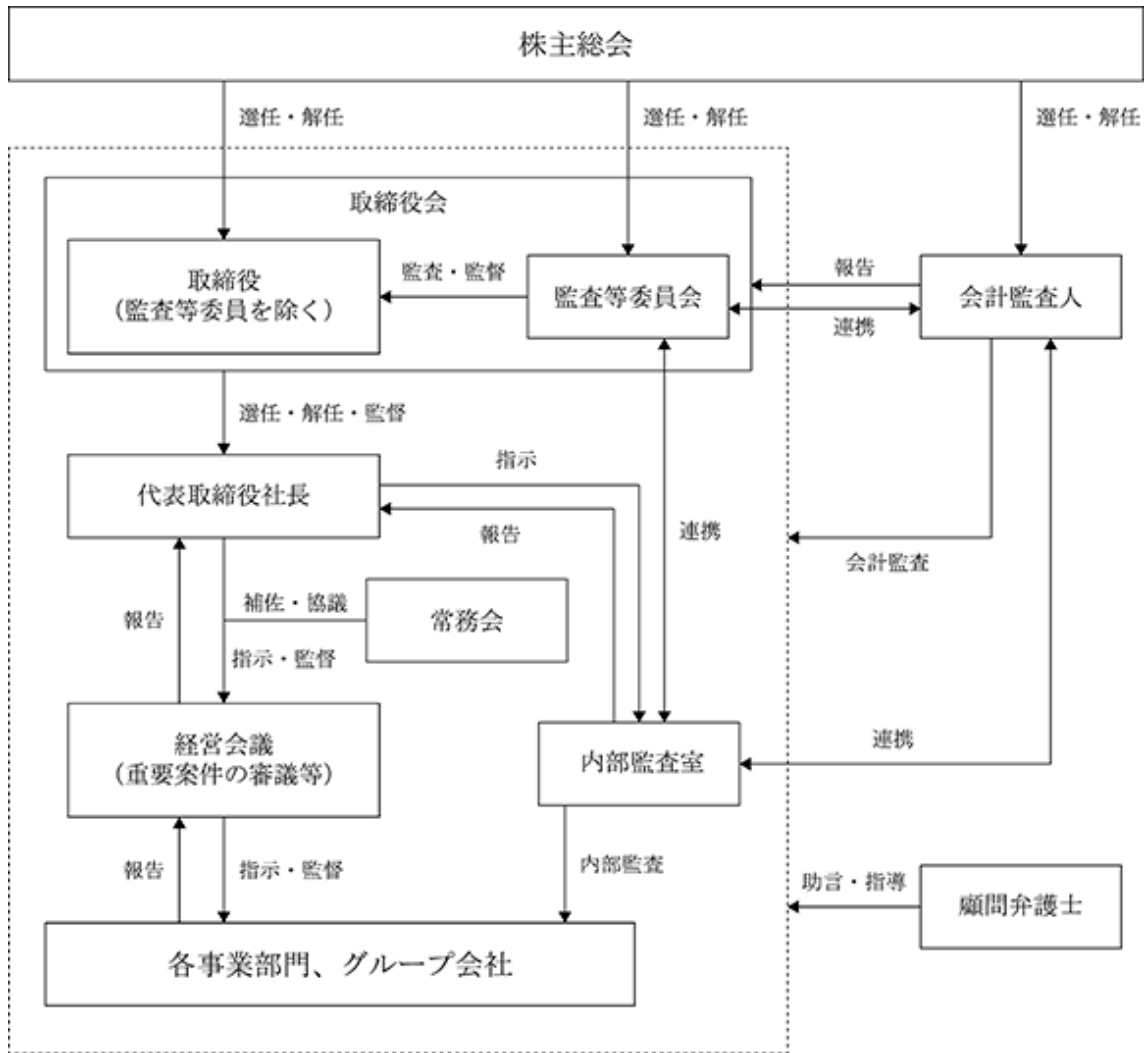
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、会社経営や企業取引、様々な経営環境の変化により発生する重要な事実の情報を的確に把握し、各事業部・各部門・子会社等から派生する情報・事実等について取締役会を経由し、情報取扱責任者や総務部・経理部並びに営業企画室・経営計画室・内部監査室が横断的に共有して分析するとともに、開示に該当するか否かを判断し、該当する場合には速やかに開示手続きを行うように図っております。また、これらの情報開示においては、開示機密を遵守し、監査等委員会並びに会計監査人等に報告を行い、随時アドバイスを受けております。なお、有価証券報告書及び決算短信等に関しては会計監査人に決算監査を受け、その他の各種開示書類に関しては各事業部・各部門において精査を行い、代表取締役及び取締役会に報告し開示しています。

参考資料：模式図



【参考資料：模式図】

参考資料：適時開示体制 模式図

